



2017年9月6日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地

アドバンス・レジデンス投資法人

代表者名 執行役員

高坂 健司

(コード番号：3269)

資産運用会社名

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地

ADインベストメント・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長

高坂 健司

問合せ先 取締役経営管理部長

木村 知之

(TEL：03-3518-0480)

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

アドバンス・レジデンス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した本投資法人役員会において、下記内容の規約一部変更及び役員選任案を2017年10月26日開催予定の第4回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該議案は、上記投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更の主な内容及び理由

- (1) 本投資法人は、居住の用に供されている不動産に係る不動産等資産を主要な投資対象としていますが、これに加えて、いわゆる民泊事業に利用されている物件等の居住の用に供されることが可能な不動産に係る不動産等資産についても投資することを可能とするため、関連する規定について必要な修正等を行うものであります。
- (2) 本投資法人は、有価証券及び金銭債権への投資に際しては、安全性及び換金性を重視して行うものとしていますが、余資の運用以外の場合に、不動産等及び不動産対応証券等との関連性を勘案して有価証券及び金銭債権へ投資することを可能とするため、関連する規定について必要な修正等を行うものであります。

(規約変更に関する詳細につきましては、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください)

2. 役員選任について

執行役員高坂健司、監督役員松田秀次郎及び大嶋芳樹の各氏は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となることから、新たに執行役員1名及び監督役員2名の選任についての議案を提出するものであります。

また、執行役員及び監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名及び補欠監督役員2名の選任にかかる議案を提出いたします。

- (1) 執行役員候補者
高坂 健司 (重任)
- (2) 監督役員候補者
大嶋 芳樹 (重任)
大庭 四志次 (新任)
- (3) 補欠執行役員候補者
高野 剛 (重任)
- (4) 補欠監督役員候補者
小林 覚 (重任)
遠藤 今朝夫 (重任)

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください)

3. 本投資主総会に関する日程

2017年9月6日 第4回投資主総会提出議案の役員会承認
2017年10月11日 「第4回投資主総会招集ご通知」の発送(予定)
2017年10月26日 第4回投資主総会開催(予定)

以上

(別紙) 第4回投資主総会招集ご通知

(参考資料) 民泊対応について

* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.adr-reit.com>

投資主各位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
アドバンス・レジデンス投資法人
執行役員 高坂 健 司

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書面に賛否をご記入いただき、平成29年10月25日(水曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)(第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めています。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人の規約抜粋)

第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)(について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年10月26日(木曜日)午前10時00分
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 5階 501
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件 |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠執行役員1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監督役員2名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監督役員2名選任の件 |

以 上

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人がご出席の場合は、議決権行使書面とともに委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。ただし、代理人は、本投資法人の規約第12条第1項により、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名に限ります。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるADインベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ(<http://www.adr-reit.com/>)に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人は、居住の用に供されている不動産に係る不動産等資産を主要な投資対象としていますが、これに加えて、いわゆる民泊事業に利用されている物件等の居住の用に供されることが可能な不動産に係る不動産等資産についても投資することを可能とするため、関連する規定について必要な修正等を行うものであります（変更案別紙1 資産運用の対象及び方針「資産運用の基本方針」）。
- (2) 本投資法人は、有価証券及び金銭債権への投資に際しては、安全性及び換金性を重視して行うものとしていますが、余資の運用以外の場合に、不動産等及び不動産対応証券との関連性を勘案して有価証券及び金銭債権へ投資することを可能とするため、関連する規定について必要な修正等を行うものであります（変更案別紙1 資産運用の対象及び方針「投資制限」第1号本文）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
別紙1 資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針 本投資法人は、主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第105条第1号へに規定するものをいう。以下同じ。）のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に投資する。また、本投資法人は、投資対象地域の分散化を考慮しつつ、居住の用に供されている不動産に係る不動産等資産を主要な投資対象として投資を行い、中長期にわたる安定的収益の獲得と運用資産の成長を目指し、投資主価値の極大化を図る。	別紙1 資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針 本投資法人は、主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第105条第1号へに規定するものをいう。以下同じ。）のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に投資する。また、本投資法人は、投資対象地域の分散化を考慮しつつ、居住の用に供され又は供されることが可能な不動産（以下「賃貸住宅」という。）に係る不動産等資産を主要な投資対象として投資を行い、中長期にわたる安定的収益の獲得と運用資産の成長を目指し、投資主価値の極大化を図る。
資産運用の対象 (記載省略)	資産運用の対象 (現行どおり)
投資態度 (記載省略)	投資態度 (現行どおり)
投資制限 (1) 有価証券及び金銭債権に係る制限 本投資法人は、有価証券及び金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、 <u>積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。</u>	投資制限 (1) 有価証券及び金銭債権に係る制限 本投資法人は、有価証券及び金銭債権への投資を、 <u>余資の運用に当たっては、安全性及び換金性を重視して行うものとし、その他の場合は不動産等及び不動産対応証券との関連性を勘案して行うものとする。</u>
(2)～(4) (記載省略)	(2)～(4) (現行どおり)
取得した資産の貸付けの目的及び範囲 (記載省略)	取得した資産の貸付けの目的及び範囲 (現行どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員高坂健司は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに執行役員の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人の規約第18条第2項第一文但書の定めに基づき、平成29年10月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

また、本議案は、平成29年9月6日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
高 坂 健 司 (昭和40年7月5日)	昭和63年4月 伊藤忠商事株式会社入社 大阪建設第二部
	平成6年4月 同 大阪建設部
	平成11年4月 同 不動産事業開発部
	平成13年7月 同 大阪建設部大阪建設第四課長代行
	平成14年10月 同 建設部建設第三課長代行
	平成16年4月 同 建設部建設第二課長兼建設不動産投資顧問室長
	平成17年6月 ADインベストメント・マネジメント株式会社出向 常務取締役投資開発部長
	平成20年2月 同 代表取締役社長兼投資開発部長
	平成20年3月 旧アドバンス・レジデンス投資法人 執行役員
	平成20年4月 ADインベストメント・マネジメント株式会社 代表取締役社長
	平成22年3月 本投資法人 執行役員 (現任)
	平成22年3月 ADインベストメント・マネジメント株式会社入社 代表取締役社長兼内部監査室長
	平成25年6月 同 代表取締役社長 (現任)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているADインベストメント・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の代表取締役社長を兼任しております。
なお、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）の一部を改正する法律（平成20年法律第65号）第1条の規定による改正前の金融商品取引法第31条の4第4項（本書の日付現在、同法第31条の4第1項）の規定に基づき、平成20年3月5日付で金融庁長官へ兼職の届出をしております。
- ・上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、平成29年9月6日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主要略歴
高野 剛 (昭和38年6月19日)	昭和60年1月 武蔵府中青色申告会入社 平成8年11月 ヤマト硝子株式会社(現 ヤマトマテリアル株式会社)入社 平成13年5月 パシフィックマネジメント株式会社入社 平成16年6月 パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社 取締役 平成20年2月 同 代表取締役 平成22年3月 ADインベストメント・マネジメント株式会社 専務取締役運用本部長 (現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本資産運用会社の専務取締役であります。
- ・上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人の執行役員に就任した場合は、金融商品取引法第31条の4第1項の規定に基づき、遅滞なくその旨の届出を行います。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員松田秀次郎及び大嶋芳樹は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人の規約第18条第2項第一文但書の定めに基づき、平成29年10月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴
1	大嶋 芳樹 (昭和21年2月28日)	昭和42年10月 司法試験合格 昭和45年4月 弁護士登録 昭和53年4月 赤坂総合法律事務所開設 同所長(現任) 平成17年9月 旧アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員 平成22年3月 本投資法人 監督役員(現任)
2	大庭 四志次 (昭和28年10月7日)	昭和50年11月 等松青木監査法人入所 平成2年6月 監査法人トーマツ パートナー 平成22年10月 有限責任監査法人トーマツ 品質管理本部長 平成22年11月 有限責任監査法人トーマツ 経営会議メンバー 平成28年6月 三菱自動車工業株式会社 監査役(現任)

- ・上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員2名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員2名の選任をお願いするものであります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
1	小林 覚 (昭和31年12月14日)	昭和57年11月 司法試験合格 昭和60年4月 弁護士登録 平成17年10月 小林覚法律事務所開設 同所長(現任)
2	遠藤 今朝夫 (昭和26年11月28日)	昭和54年9月 クーパースアンドライブランド公認会計士事務所入所 昭和59年3月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社入社 昭和61年3月 デロイトアンドトウシュ公認会計士事務所 ロサンゼルス事務所入所 平成元年12月 同 ニューヨーク事務所 平成12年4月 霞が関監査法人 代表社員 平成18年6月 曙ブレーキ工業株式会社 社外監査役(現任) 平成24年7月 三優監査法人 代表社員 平成27年10月 遠藤公認会計士事務所 所長(現任) 平成28年5月 キャリアリンク株式会社 社外取締役(現任) 平成28年11月 ABS監査法人 代表社員(現任)

- ・上記各補欠監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記各補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・小林覚は大嶋芳樹が第4号議案に基づき監督役員に選任された場合の同氏の補欠として、遠藤今朝夫は大庭四志次が第4号議案に基づき監督役員に選任された場合の同氏の補欠として選任するものであります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

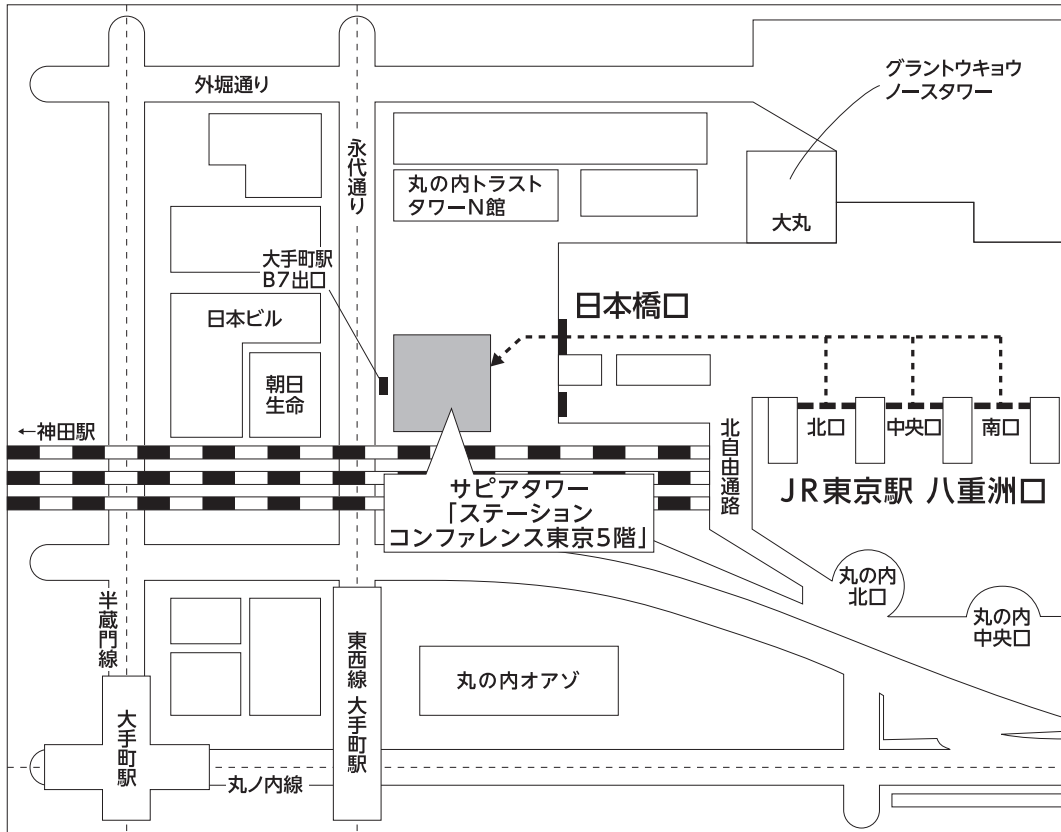
以 上

<× 毛 欄>

A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 20 lines.

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 5階 501
電話 03-6888-8080 (代表)



交通 J R 「東京駅」八重洲北口改札口より徒歩2分
地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線
「大手町駅」B7出口階段より1階エントランス直結

投資法人規約の変更

民泊対応について

背景

民泊事業の広がり（特区民泊、民泊新法の制定等）

目的

民泊事業を実施しているオペレーターとの提携や
当該物件の取得を可能とするため

	居住用不動産	民泊物件	ホテル等の 宿泊施設
現行規約	○	×	×
規約改定案	○	○	×